

埋め戻し土壌の品質管理指針について (1/2)



社団法人土壌環境センターでは、汚染土壌の掘削除去を行う際の埋め戻し土壌が、「汚染土壌以外の土壌」であるとみなすことができると判断するための手法として、種類や汚染のおそれに応じた分析頻度と分析項目を以下のように提示しています。

<埋め戻し土壌の品質管理指針-1/2>

種類	定義	分析頻度及び項目
客土	自然地盤 S種 <ul style="list-style-type: none"> 品質管理データが蓄積され、自然的原因による指定基準不適合のおそれがない土壌 人為的改変を受けていない自然地盤を掘削した際に発生する土壌のうち、資料等調査におけるボーリングデータ等により、自然的原因による指定基準不適合となるおそれがないもの 	<ul style="list-style-type: none"> 分析必要なし
	自然地盤 A種 <ul style="list-style-type: none"> 採土場から搬入する土壌のうち上欄（自然地盤S種）及び下欄（B種）に示したものを除いたもの 人為的改変を受けていない自然地盤を掘削した際に発生する土壌のうち、上欄（自然地盤S種）及び下欄（B種）に示したものを除いたもの 	<ul style="list-style-type: none"> 概ね 5,000m³ 毎に 1 検体 重金属等 8 項目⁴の土壌溶出量及び含有量
	自然地盤 B種 <ul style="list-style-type: none"> 搬出する土壌についての品質管理データを所有していない土壌 品質管理データはあるが自然的原因による指定基準不適合のおそれがある土壌 人為的改変を受けていない自然地盤を掘削した際に発生する土壌のうち、資料等調査を実施していないもの 人為的改変をうけていない自然地盤を掘削した際に発生する土壌のうち、自然的原因による指定基準不適合のおそれがあるもの 	<ul style="list-style-type: none"> 概ね 900m³ 毎に 1 検体 重金属等 8 項目の土壌溶出量及び含有量
	既利用地 B種 <ul style="list-style-type: none"> 既利用地及び人為的改変を受けている土地のうち、下欄（既利用地C種）に示した土地を除いた土地から発生する土壌 	<ul style="list-style-type: none"> 概ね 900m³ 毎に 1 検体 特定有害物質全項目
既利用地等 の土壌 ⁻² 既利用地 C種 <ul style="list-style-type: none"> 現在、特定有害物質を使用等している工場又は事業場の敷地から発生する土壌 特定有害物質を使用等していた工場又は事業場の敷地又は跡地から発生する土壌 土地利用履歴が不明な土地から発生する土壌 特定有害物質の使用状況が不明な工場又は事業場の敷地又は跡地から発生する土壌 	<ul style="list-style-type: none"> 概ね 100m³ 毎に 1 検体 特定有害物質全項目 	

■事業内容■

- ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ②ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ③水道法第 20 条に基づく水質検査
- ④製品開発・品質管理に伴う化学分析
- ⑤放射性物質測定
- ⑥アスベスト・PCB等の化学分析
- ⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑧土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査



埋め戻し土壌の品質管理指針について (2/2)



The Knights

<埋め戻し土壌の品質管理指針-2/2>

種類	定義	分析頻度及び項目
浄化土壌 ⁻³	・汚染土壌から特定有害物質を除去した後の土壌	<ul style="list-style-type: none"> ・概ね 100m³ 毎に 1 検体 ・汚染状況調査時に指定基準不適合となった特定有害物質 ・浄化工程により指定基準不適合となるおそれのある特定有害物質 ・未調査物質で指定基準不適合となるおそれのある特定有害物質

備考⁻¹.

自然地盤の土壌：土地造成等の材料として土壌を採取する目的で定期的・継続的に自然地盤を切り出している場所（採土場）で生産される土壌（有償）、及び、自然地盤を掘削した際に発生する土壌をいう。

備考⁻².

既利用地等の土壌：既利用地や人為的改変を受けている土地から発生する土壌のことをいう。ただし、農地から発生する土壌、及び自然地盤を掘削した際に発生する土壌は含まない。

備考⁻³.

浄化土壌：汚染土壌から特定有害物質を除去した後の土壌のことをいう。汚染土壌を「汚染土壌以外の土壌」と混合・希釈して指定基準に適合させた土壌は浄化土壌に含まない。

備考⁻⁴.

重金属等 8 項目：特定有害物質 25 物質のうち、自然界に元素として存在する物質として環水土第 20 号別紙 1 に示される砒素、鉛、ふっ素、ほう素、水銀、カドミウム、セレン、六価クロムの 8 物質をいう。

※土壌試料の採取箇所数について

土壌試料は、土壌試料分析頻度（1 回の分析を必要とする土壌量）毎に 5 点から採取する。ただし、第一種特定有害物質を対象とする場合には、揮発の影響を考慮し、1 回の分析試料について 1 点からの採取とする。

当社では、指定調査機関及び計量証明事業所として土壌汚染対策法に基づく土壌調査から埋め戻し土壌の品質管理に係る分析まで、幅広く土壌の調査・分析を実施しております。

詳しくは、当社 **研究開発部 明石、坂田（フリーダイヤル 0120-01-2590 内線 267、273）** まで、お気軽にお問い合わせ下さい。

■事業内容■

- ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ②ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ③水道法第 20 条に基づく水質検査
- ④製品開発・品質管理に伴う化学分析
- ⑤放射性物質測定
- ⑥アスベスト・PCB等の化学分析
- ⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑧土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査

